一般社団法人日本脳神経血管内治療学会電子メール会議細則

(目的)

第1条 この細則は、施行規則第26条に基づき、一般社団法人日本脳神経血管内治療学会(以下学会)の電子メール 会議に関し、必要な事項を定める。

(設置)

- 第2条 電子メール会議は、緊急事案などやむを得ない特別な事情により、対面またはオンラインでの 会議が開催できない場合に代替えとして行われる。
- 2. 電子メール会議の実施にあたっては、構成員全員がメールを受領し、意見を述べることが可能な環境と電子記録を保存する環境を確保しなければならない。
- 3. 事務局は上記の電子メール会議実施の環境を構築する業務を受け持つ。

(開始)

- 第3条 理事会及び代議員会は理事長または理事長の委嘱を受けた構成員が、委員会は委員長または委員長の委嘱を受けた構成員が、電子メール会議の開始を宣言する。
- 2. 電子メール会議の開始に当たっては、以下の事項を開始時に周知する。
- (1) 審議事項
- (2) 審議期間
- (3) 審議方法
- (4) 議決方法

(決議)

第4条 理事会及び代議員会における電子メール会議での決議は、定款第23条、第38条に則って 行う。

(会議の報告)

- 第5条 理事会は理事長が、委員会は委員長が、議事録を作成し、理事長に提出しなければならない。
- 2. 議事録には、以下の事項を記載しなければならない。
- (1) 開始日時および終了日時
- (2) 参加者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果(留意点)
- 第6条 この細則の改廃には、理事会の承認を得なければならない。

(雑則)

第7条 この細則に定めるものの他、電子メール会議の運営に必要な事項は、理事会または当該委員会が定める。

附則

1. 制定 2013 年 11 月 20 日 この細則は 2023 年 11 月 20 日から施行する。